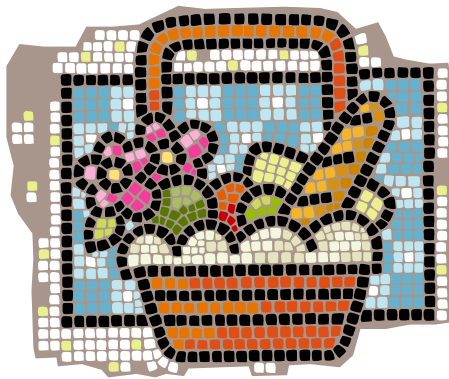


船橋市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル



船橋市教育委員会

平成24年	9月	作成
平成26年	3月	改訂
平成27年	9月	改訂
平成29年	3月	改訂

目 次

I	食物アレルギーに関する基礎知識	2
1	アレルギー疾患とは	2
2	食物アレルギーとは	2
3	食事の制限・除去について	3
II	船橋市小学校給食のアレルギー対応ガイドライン	4
III	船橋市中学校給食のアレルギー対応ガイドライン	5
IV	船橋市特別支援学校のアレルギー対応ガイドライン	6
V	食物アレルギーに対する学校給食での対応	7
1	考え方の基本	7
2	食物アレルギーの発症及び重症化防止の対策	7
3	食物アレルギー対応委員会の設置	8
4	アレルギー対応食を実施するために、各学校が検討する内容	8
5	給食実施日における対応レベル	8
6	除去食対応時の注意	10
7	給食室で除去可能な食品について(例)	11
	ヒヤリハット事例	14
8	アレルギー対応食実施までのながれ(小学校)	15
9	アレルギー対応食実施までのながれ(中学校)	16
10	緊急時の対応について	17
	食物アレルギー症状対応表	18
	エピペン®口頭指導プロトコール	19
	アドレナリン自己注射器(エピペン®)とは	20
	アドレナリン自己注射器(エピペン®)の使い方	21
	緊急時個別対応カードの作成について	22
11	個人情報の管理について	22
12	食物アレルギー対応における教職員の役割について	23
13	給食費の返金について	24
14	食物アレルギーに関する研修会について	25
15	船橋市教育委員会が取るべき対応	26
VI	資料	
資料1	学校給食実施に際しての食物アレルギー・食事制限児童調査について	
資料2	学校給食実施に際しての食物アレルギー・食事制限生徒調査について	
資料3	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (財)日本学校保健会作成	
資料4	面談記録票	
資料5	アレルギー対応確認書(小学校用)	
資料6	アレルギー対応確認書(中学校用)	
資料7	緊急時個別対応カード	
資料8	アレルギー調査一覧表	

I 食物アレルギーに関する基礎知識

1 アレルギー疾患とは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を起こす時に用いられる言葉です。

アレルギーによる子供の代表的な疾患としては、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎などがあります。これらの疾患には共通して免疫反応が関与しており、反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えることができます。そして、疾患のメカニズムに共通している部分が多いため、いくつかのアレルギー疾患を合併する子供が多いことも事実です。

アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主にIgEと呼ばれる血液の抗体（免疫グロブリン）をたくさん作りやすい体質であることと、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンにさらされることが多い生活環境や生活習慣が関係しています。

2 食物アレルギーとは

(1) 食物アレルギーの定義

特定の食物を摂取することによって、生体（皮膚、粘膜、消化器、呼吸器、全身性など）にとって不利益な症状が生じるアレルギー反応のことをいいます。

(2) 臨床型分類

	臨床型	発症年齢	頻度の高い食物
	即時型症状 (じんましん、アナフィラキシーなど)	乳幼児～ 成人期	乳児～幼児 鶏卵、牛乳、小麦 そば、魚類、ピーナッツなど 学童～成人 甲殻類、魚類、小麦、果物類、 そば、ピーナッツなど
特殊型	食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	学童期～ 成人期	小麦、エビ、カニなど
	口腔アレルギー症候群	幼児期～ 成人期	果物、野菜など

①即時型食物アレルギー

食物アレルギーの児童のほとんどはこの「即時型」に分類されます。原因食品を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。

○アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状や腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した症状をアナフィラキシーといいます。特に血圧低下などのショック症状をひき起こし、生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックといいます。

②特殊型

○食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因食物を摂取して2時間以内に、一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など、人によりさまざま）をすることにより、アナフィラキシー症状を起こします。

原因食品としては、小麦・甲殻類が多く、発症した場合には、じんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。

○口腔アレルギー症候群

口腔粘膜における食物（果物・野菜）による接触性じんましんです。花粉症、ラテックスアレルギーを併せて持っていることが多く見られます。症状出現時間は5分以内のことが多く、まれに全身性症状を起こすことがあります。

(3) 加工食品等のアレルギー表示について

症例数が多い食品、重篤な症状を引き起こす食品7品目については、表示が義務付けられています。また、表示を推奨している食品は20品目あります。

	義務	推奨
特定原材料等	卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・ごま・カシューナッツ

2013年9月 特定原材料に準ずるものとして、ごまとカシューナッツの2品目が追加されました。

3 食事の制限・除去について

食物アレルギーのための食事制限、アレルゲン除去食など、どの程度厳密に除去が必要であるかは、個々の児童によって違ってきます。

アレルゲン除去食での対応については、医師の診断のもと、除去の程度や対象食品、誘発される症状など児童のおかれた状況により変わってきます。

学校給食は、成長期にある子供たちの心身の健全な発達のため、安全でおいしく栄養のバランスがとれた食事を提供できるよう、多様な食品を組み合わせ多くの工夫をしています。まずは、アレルギーを持つ児童の健康保持を第一に考え、その子供にあった最良の方法を検討し対応を考えていくことが必要です。

Ⅱ 船橋市小学校給食のアレルギー対応ガイドライン

1 基本

船橋市は、平成20年3月に(財)日本学校保健会から発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿ったアレルギー対応を実施する。

2 対応

食物アレルギーで通常の給食を食べることのできない児童がいる場合は、原因食材および種類・症状の強弱などについて、「学校生活管理指導表」を基に保護者との個別面談(保護者、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員)を通じて、個別にその児童の状況に応じて、現状で行うことのできる最良の対応を講ずる。

3 給食実施日における4段階の個別対応

- (1) 給食実施日ごとの使用食品のわかる資料(使用食品一覧・アレルギー使用状況記入献立表)を提示する。
- (2) 給食実施日の献立において、原因食物を完全除去する。
- (3) 給食実施日の献立の主食や主菜(主たるおかず)がアレルギーの場合は除去が困難なため、それに代わるものを一部家庭より持参してもらう。
- (4) 給食実施日の献立において、調理過程で除去困難の場合は、自宅から弁当等を持参してもらう。

※ 年々食物アレルギー児童の増加傾向が見受けられる中、学校における対応総人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーション(浮遊物等などの微量混入反応)による症状を示すケースなどにおいては、児童への安全・安心な給食の提供を第一と考え、アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合もある。

4 その他

学校は「学校生活管理指導表」に基づき、食物アレルギーを持つ児童を把握する。対応については、児童の症状の変化や学校の対応可能範囲が年々変化することから、年度ごとに見直し決定する。

Ⅲ 船橋市中学校給食のアレルギー対応ガイドライン

1 基本

船橋市は、平成20年3月に(財)日本学校保健会から発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿ったアレルギー対応を実施する。

2 対応

食物アレルギーで通常の給食を食べることのできない生徒がいる場合は、原因食材および種類・症状の強弱などについて、「学校生活管理指導表」を基に保護者との個別面談(保護者、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員)を通じて、個別にその生徒の状況に応じて、現状で行うことのできる最良の対応を講ずる。

3 給食実施日における個別対応

年々食物アレルギー生徒の増加傾向が見受けられる中、学校における対応総人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーション(浮遊物等などの微量混入反応)による症状を示すケース、食物依存性運動誘発性アナフィラキシーによる症状を示すケースなどがある。生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、船橋市中学校給食の選択制を基本に対応するため、除去対応は飲用牛乳のみとする。

- (1) 給食実施日ごとの使用食品の分かる資料(使用食品一覧・アレルギー使用状況記入献立表)を提示する。
- (2) 給食実施日の献立において、給食を選択する場合は、アレルギーを含まない献立を選択する。
- (3) 給食実施日の献立において、A・Bともにアレルギーを含む場合は、弁当を選択する。

4 その他

学校は、「学校生活管理指導表」に基づき、食物アレルギーを持つ生徒を把握する。対応については、年度ごとに見直し決定する。また、栄養補給、事故防止の観点から、給食を選択する時点から適切な助言を行う。

Ⅳ 船橋市特別支援学校食物アレルギー対応ガイドライン(高根台校舎・金堀校舎)

(基本的には、船橋市小学校給食対応マニュアルに基づく対応とする)

1 基本

船橋市は、平成20年3月に(財)日本学校保健会から発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿ったアレルギー対応を実施する。

2 対応

食物アレルギーで通常の給食を食べることができない児童がいる場合は、原因食材および種類・症状などについて、「学校生活管理指導表」を基に保護者との個別面談(保護者、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員)を通じて、個別にその児童の状況に応じて、現状で行うことのできる最良の対応を講ずる。

なお、特別支援学校では、児童の障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、対応については個々の児童の健康状態や生活活動の実態等に十分配慮して行うものとする。

3 給食実施日における4段階の個別対応

- (1) 給食実施日ごとの使用食品がわかる資料(使用食品一覧、アレルギー使用状況記入献立表)を提示する。
- (2) 給食実施日の献立において、原因食物を完全除去する。
- (3) 給食実施日の献立の主食や主菜(主たるおかず)がアレルギーの場合は除去が困難なため、それに代わるものを一部家庭より持参してもらう。
- (4) 給食実施日の献立において、調理過程で除去困難の場合は、自宅から弁当等を持参してもらう。

※ 年々、食物アレルギー児童の増加傾向が見受けられる中、学校における対応人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーション(浮遊物等などの微量混入反応)による症状を示すケースなどにおいては、児童への安全・安心な給食の提供を第一に考え、アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合もある。

また、児童の食物アレルギーの症状や障害の程度等を基に総合的に判断し、生徒指導上の配慮等が特別に必要と認める場合は、給食実施日の献立における個別対応として特別な対応をとることがある。ただし、調理場の状況や調理を行う人的な状況等を踏まえ、児童に安全で安心な給食の提供ができることを重視する。

4 その他

学校は「学校生活管理指導表」に基づき、食物アレルギーを持つ児童生徒を把握する。対応については、児童生徒の症状の変化や学校の対応可能範囲が年々変化することから、年度ごとに見直し決定する。

V 食物アレルギーに対する学校給食での対応

1 考え方の基本

学校給食は教育の一環として実施しており、食物アレルギー等、食事に関して配慮が必要な児童生徒に対しても可能な限り対応していく必要があると考えられる。しかし、アレルギーの原因となる食品や症状は一人一人異なり、誤った対応は適正な栄養が摂取できず小・中学生の時期の身体の成長に影響を与えるだけでなく、意識喪失や呼吸困難など重篤な症状に陥る場合もある。さらに、学校給食の安全確保の観点から、安易な判断で対応食を実施することは避けなければならない。

そこで、食物アレルギーのある児童生徒の保護者に対してはアレルギーの症状を正しく把握するために、最低年1回は医療機関で受診することを勧め、医師の判断、指示に基づいたアレルギー対応を行っていくため、「学校生活管理指導表」の提出を必須とし、「学校生活管理指導表」の内容をもって対応に当たる。

取り組みにあたっては、保護者と面談を行い、連絡を密にし、児童生徒の状況などの情報を入手しながら、児童生徒の成長に合わせて適切に対応していく。

また、学校給食は集団給食の限られた設備・人員で実施しているため、対応範囲については必ずしも保護者の希望に沿うものとは限らない。

中学校においては、選択制の観点から除去対応は飲用牛乳のみとする。個別の取り組み内容は年度ごとに検討する。代替食の提供はしない。

2 食物アレルギーの発症及び重症化防止の対策

小学生以降に初めて食物アレルギーを発症することは稀ではなく、学校給食における食物アレルギーの発症を100%防ぐことはできない。このため、万が一、発症した場合の体制を整えておくことは、重要である。

児童生徒の食物アレルギーの第一発見者（本人以外）は、学級担任が最多であり、それに対する対応者としては、養護教諭が最多であったという調査結果が出ている。

養護教諭のみならず、学級担任や他の教職員も、食物アレルギーやアナフィラキシーに対する知識と心構えが必要である。

学校での食物アレルギーの発症を予防し、発症した場合の重症化を防止するためには、下記（1）から（5）について各学校で徹底することが重要である。

- (1) 児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握
- (2) 教職員全員の食物アレルギーに関する基礎知識の充実
- (3) 食物アレルギー発症時にとる対応の事前確認
- (4) 学校給食提供環境の整備（人員及び施設設備）
- (5) 新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類やキウイフルーツなど）を給食で提供する際の危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制整備

3 食物アレルギー対応委員会の設置

設置趣旨・委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約しさまざまな対応を協議・決定する。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

【委員構成と主たる役割】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
 - ・教務主任・主幹教諭（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
 - ・養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
 - ・栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）
 - ・保健主事（教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
 - ・給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
 - ・関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）
- ※必要に応じて、委員会に教育委員会担当者、学校医、主治医等を加える

4 アレルギー対応食を実施するために、各校が検討する内容(毎年度)

アレルギー対応をするためには、毎年度、（１）から（３）の状況を検討し、個別の対応を決定する。

- (1) アレルギー対応希望者数
- (2) アレルギー対応が必要な対象食品数
- (3) 対象者の症状

5 給食実施日における対応レベル

(1) 学校給食の原材料を詳細に記入した献立表等の配付（小学校・中学校）

- ・給食実施日ごとの給食の原材料がわかる資料（使用食品一覧・原因食物使用状況記入献立表）を、学校生活管理指導表を提出した保護者に提示する。

(2) 弁当対応

一部弁当

【小学校】

- ・給食実施日の献立の主食や主菜（主なおかず）が原因食物の場合は、除去が困難なため、それに替るものを一部家庭から持参する。

※料理全体を除去したことにより、適正な栄養摂取が不可能な場合は、飲み物や単品の料理を家庭から持参する。その場合、衛生面に配慮した弁当を持参してもらう。（小学校）

- Ex1) 卵がアレルギー⇒オムレツ、卵焼き 等の場合
- Ex2) 鯖がアレルギー⇒鯖の竜田揚げ、鯖のゴマだれ焼き 等の場合
- Ex3) 大豆がアレルギー⇒マーボー豆腐 大豆の磯煮 等の場合

完全弁当対応

【小学校】

- ・食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当を持参する。

【中学校】

- ・A・B献立どちらにもアレルギーが含まれている場合は弁当を選択する。

【弁当持参に対する配慮】

アレルギーの原因食物が多種類にわたる場合や症状が重い場合は、弁当を持参するようになる。

弁当を衛生的に保管するために、特に暑い時期は注意をする必要がある。弁当箱に保冷剤を入れる、保護者が給食時間に合わせて持参など、方法は各学校で検討する。

また、弁当の内容等に不安がある場合は、学級担任に相談する等の手立てをとる。

さらに、小学校の給食時間においては、他の児童と同じ食器に盛り付けるなど、保護者や本人の希望に対し、柔軟に対応することが望ましい。

(3) 除去食

【小学校】

- ・給食実施日の献立において、原因食物を給食室で完全除去する。

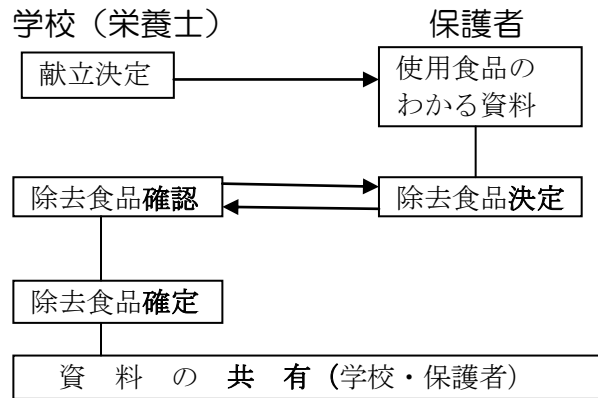
※安全性確保のために、多段階の除去は行わず、原因食物を「提供するかないかの二者択一」を原則とする。

従来の多段階の除去対応では、1) 完全除去、2) 少量可、3) 加工食品可など様々なレベルがあった。これに個々に対応すると、調理作業が複雑、煩雑となり、事故にもつながるため、完全除去を原則とし、多段階対応はしない。

※除去食に関しては、飲用牛乳以外はすべて返金の対象とはしない。

<チェック体制>

給食室で完全除去対応を行う場合の除去食物の決定については、学校が提示した給食実施日ごとの使用食品のわかる資料をもとに保護者に決定してもらおう。保護者が決定した内容を栄養士が再度確認して除去食を確定するダブルチェック体制を整える。



6 除去食対応時の注意 (小学校)

除去食は、アレルギーの原因となる食品を調理の過程で除去して料理を提供するものである。調理や配食にあたっては、(1) から (5) に注意する。

- (1) 除去する食品を揚げた油には、食品のたんぱく質が流出するため、除去食の調理には使用しない。
- (2) 除去する食品で取った出汁を除去食の調理には使用しない。
- (3) 除去する食品 (特に粉状のもの) の飛散に注意し、除去食の保管にも配慮する。
- (4) 除去食の調理に使用する器具は専用の物とし、通常の器具と形状を変えるなどの配慮をする。
- (5) 誤食を避けるために、個別の表示にする。

表示 (食札等) 例
—小学校—

年 組
卵 えびを除去
<small>ほか</small> <small>ひと</small> <small>まちが</small> <small>た</small> ※他の人が間違っ <small>て</small> 食べ <small>ない</small> ように <small>ちゅうい</small> 注意してください。

7 給食室で除去可能な食品について（例）

卵類

食品名	献立名		具体的対応
鶏 卵	卵スープ 中華スープ コーンスープ	かきたま汁 にらたま汁	• 卵を入れる前に別鍋に取り分ける。
	親子丼 中華和え ナムル	いり豆腐 青菜の五目炒め	
	とんかつ コロッケ はんぺんフライ	香味揚げ ちくわの2色揚 げ	• 卵を入れない衣をつくる。 • 新しい油を使用し、最初に揚げる。
	肉団子スープ	豆腐団子スープ	• つなぎの卵を使用しない団子をつくる。 汁は、団子を入れる前に別鍋に取り、 団子を加える。団子が十分に加熱して いるかどうか、中心温度等を確認する。
うずら卵	あんかけ焼そば 八宝菜 中華丼	カレーうどん すまし汁	• うずら卵は最後に加えるように調理し、 うずら卵を入れる前に別鍋に取る。

牛乳及び乳製品

食品名	献立名		具体的対応
ヨーグルト	ヨーグルト和え		• ヨーグルトを加える前に取り分けてフ ルーツのみで提供する。
乳製品	ホワイトシチュー クリーム煮 マカロニグラタン		• 乳製品を入れる前に別鍋に取り分け、 野菜スープやスープ煮として提供す る。 • 牛乳・バターを除去して料理として成 り立たない場合は、それに替わる一品 を持参してもらおう。

小麦粉及び小麦製品

食品名	献立名		具体的対応
小麦粉	カレー シチュー	ミートソース グラタン	• ルーを加えないと料理として成り立た ないので、それに替わる一品を持参し てもらおう。
小麦粉 製品	うどん 焼きそば	スパゲッティー マカロニ	• 麺・パスタがないと料理として成り立 たないので、それに替わる一品を持参 してもらおう。
	ワンタンスープ		• ワンタンを入れる前に別鍋に取る。

大豆及び大豆製品

食品名	献立名		具体的対応
大豆	五目煮豆 大豆の磯煮	チリコンカン 鶏肉と大豆汁	・大豆を入れる前に別鍋に取り分ける。
大豆製品	マーボー豆腐 揚げ出し豆腐 冷や奴	生揚げの肉詰め 生揚げの甘辛焼き 納豆ぎょうざ	・大豆製品を除去すると料理として成り立たないので、それに替わる一品を持参してもらう。
	生揚げの中華煮		・生揚げを入れる前に別鍋に取り分ける。
	おからコロッケ		・おからを加えずに作る。
	きなこ揚げパン		・きな粉を使わず、砂糖のみをまぶす。
	納豆和え		・納豆を加えずに作る。

魚及び魚卵

食品名	献立名		具体的対応
魚及び 魚卵	鯖の味噌煮等	ししゃもの唐揚げ等	・魚を除去すると料理として成り立たないので、それに替わる一品を持参してもらう。
	たらこご飯	たらこ和え	・たらこを入れる前に別鍋に取り分ける。

甲殻類（えび・かになど）・軟体類（いか・たこなど）

食品名	献立名		具体的対応
えび	中華煮 シーフード 加- 焼きそば	八宝菜 シーフードピラフ	・えびを入れる前に別鍋に取り分ける。
	えびフライ(天ぷら)	えびのフリール	・えびを除去すると料理として成り立たないので、それに替わる一品を持参してもらう。
かに	かにたま カニピラフ	カニサラダ かにいりスープ	・かにを入れる前に別鍋に取り分ける。
いか	中華煮 シーフード 加- 焼きそば	八宝菜 シーフードピラフ	・いかを入れる前に別鍋に取り分ける。
	いかフライ(天ぷら)	いかのフリール	・いかを除去すると料理として成り立たないので、それに替わる一品を持参してもらう。
たこ	たこ焼きポテト		・たこを入れずに作る。
	たこチャーハン		・たこを加える前に別鍋に取り分ける。

貝類（あさり・ほたて）

食品名	献立名		具体的対応
あさり	あさりのチャウダー	シーフード汁	・あさりを入れる前に別鍋に取り分ける。
	あさりのパスタ	シーフード 加-	
	あさりの味噌汁	切干大根の煮物	
ほたて	ホタテのサラダ	ホタテの汁	・ほたてを入れる前に別鍋に取り分ける。
	ホタテのフライ	ホタテのフリール	・ほたてを除去すると料理として成り立たないので、それに替わる一品を持参

			してもらう。
--	--	--	--------

種実類

食品名	献立名		具体的対応
ピーナッツ	ピーナッツ和え		・ピーナッツを入れる前に別鍋に取り分ける。
	鶏肉（魚）のピーナッツからめ		・ピーナッツを入れずに作る。
ごま	和えもの スープ類 炒め物	ドレッシング 揚げ物	・ごまを入れる前に別鍋に取り分ける。
	ごま揚げパン		・ごまを使わず、砂糖だけをまぶす。
ナッツ類	鶏肉（魚）のアーモンド揚げ		・アーモンドを入れない衣を作り揚げる。
	鶏肉とカシューナッツの炒め物 サラダ・和え物		・ナッツを入れる前に別鍋に取り分ける。

果物類

食品名	献立名		具体的対応
パイナップル キウイフルーツ バナナ・桃 りんご等	ヨーグルト和え フルーツポンチ	フルーツサラダ	・フルーツを入れる前に取り分け、作ったシロップ、ドレッシング等で和える。 ★褐変防止に使用する缶詰のシロップにも気をつける。
	デザートとして提供する果物		・原因食品にそれに替わる一品を持参してもらう。

※調味料や食材をアレルギー対応に切り替えることは、原則として行わない。

※大豆アレルギーのために、大豆白絞油を菜種油に代える、卵、乳製品アレルギーのために、無添加のハムやベーコンに代えることは、原則として行わない。

【保護者への依頼事項（保護者が「自分の子供へ伝えておくこと」）】

- (1) 子供にアレルギーであることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても、注意が必要なこと等を十分に伝える。
- (2) 主治医からの指示内容を、自分の子供の理解度に合わせてわかりやすく説明する。
- (3) 食物アレルギーのために食べられない献立は、子供と必ず一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子供に知らせる。
- (4) 学校で具合が悪くなった時は、すぐに子供自らが学級担任（不在の時は近くにいる教職員）に申し出るように伝える。

【ヒヤリハット事例】

情報交換が不足すると・・・

年齢/性別：11歳 男児 アレルゲン：ピーナッツ
原因食品：調味料（豆板醤） 症 状：じんま疹



経 過：いつもの業務用豆板醤がメーカーの製造中止になり、別のものに変更し料理に使用した。児童が料理を口に入れて痛みを訴えたため、メーカーに問い合わせた結果、ピーナッツオイルが使用されていることがわかった。
解 説：いつも給食で使っている業務用豆板醤のメーカーが変更になってその変更先のメーカーのものにピーナッツオイルが入っていたため誤食事故を起こした症例である。
対 策：給食で使用する食品メーカーが変わる際には、少量しか使わない調味料でも内容を確認する。

いつもの竹輪で・・・

年齢/性別：7歳 男児 アレルゲン：鶏卵
原因食品：ちくわ 症 状：アナフィラキシー

経 過：数年来使用していた竹輪を食べたら、アナフィラキシーを起こした。表示を確認したところ、商品の規格変更により原材料に卵が新たに含まれていたことが判明。
解 説：加工食品は規格変更が行われることがあり、原材料が変更されることがある。
対 策：加工食品を使用する場合は、使用前に製品規格書を取り寄せ、原材料の確認をする。

献立の見落とし・・・

年齢/性別：7歳 女児 アレルゲン：鶏卵
原因食品：オムレツ
症 状：じんま疹 皮膚のかゆみ 口唇・口腔の違和感



経 過：給食のオムレツを1口食べてしまった。5分以内にじんま疹、皮膚のかゆみ、口唇、口腔のピリピリ感があり、本人がすぐに吐き出して口の中を洗ったため、大事にはいतरなかった。
解 説：給食のメニューで卵料理が出る場合は、母親が代替食を持参することになっていたが、母親がメニューを見落とし、代替食を持たせなかったため、本人は配膳されたまま食べてしまった。担任の先生も、この児童の食物アレルギーに対して理解が不十分で、給食内容も母親まかせで、注意を払っていなかった。
対 策：誤食事故を防ぐには、二重、三重のチェックが必要である。給食対応は、母親まかせではなく、学校全体で食物アレルギー児を把握し、注意しなければならない。

藤田保健衛生大学小児科医 免疫アレルギーリウマチ研究会作成
「食物アレルギー ヒヤリハット事例集2014」より引用

8 アレルギー対応食実施までのながれ (小学校)

★新生・転入生は(1)から、在校生は(2)から

関係職員：校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員等

(1) 食物アレルギーに関する調査

※就学時健康診断及び転入時に資料1を配付



(2) 食物アレルギーを有する児童の保護者へ学校生活管理指導表資料3を配付し、資料1の写しを渡す。

※医師に診断を受ける際の資料として資料1を見せる。

(3) 提出された学校生活管理指導表をもとに関係職員と保護者が面談 資料4

※保護者が提出。提出日は学校で、設定し入学前に面談をする。



(4) 面談内容をもとに、食物アレルギー個別取組プランを作成。



(5) 食物アレルギー対応委員会を開催し、取組プランの検討・決定。



(6) 保護者と関係職員で話し合い

※学校給食で対応できる範囲を説明し、対応内容を決定する。緊急時の対応等について確認する。



(7) 食物アレルギー対応食確認書資料5を提出

緊急時個別対応カード資料7を提出

※学校と保護者とで合意が得られた段階で保護者から提出してもらう。



(8) (6)で決定した対応内容をすべての教職員に周知 資料8



(9) 新生・在校生は4月分(転入生は転入月)の原材料を詳細に記入した献立表を配付



(10) 4月の献立についての面談実施

※具体的に喫食不可能な食品について確認する。



(11) 給食開始

※5月分以降も「詳細な献立表」の配付と面談を実施する。

※定期的に食物アレルギー対応委員会を開催し、対応状況の評価と見直しを行う。

9 アレルギー対応食実施までのながれ (中学校)

★新入生・転入生は(1)から、在校生は(2)から

関係職員：校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員等

(1) 食物アレルギーに関する調査

※新入生保護者説明会及び転入時に資料2を配付



(2) 食物アレルギーを有する生徒の保護者へ学校生活管理指導表資料3を配付し、資料2の写しを渡す。

※医師に診断を受ける際の資料として資料2を見せる。

※小学校で使用していた学校生活管理指導表を引き続き使用する。

(3) 提出された学校生活管理指導表をもとに関係職員と保護者が面談 資料4

※保護者が提出。提出日は学校で設定し入学前に面談をする



(4) 面談内容をもとに、食物アレルギー個別取組プランを作成



(5) 食物アレルギー対応委員会を開催し、取組プランの検討・決定



(6) 保護者と関係職員で話し合い

※中学校給食の選択制の意義を説明し、日々、給食か弁当か選択するための資料を提供する。緊急時の対応等について確認する。



(7) 食物アレルギー対応食確認書資料6を提出

緊急時個別対応カード資料7を提出

※学校と保護者とで合意が得られた段階で保護者から提出してもらう。



(8) (6)で決定した対応内容をすべての教職員に周知 資料8



(9) 給食申込票(マークシート)を提出



(10) (9)について、学級担任、栄養士が確認

※具体的に喫食不可能な献立について確認する。

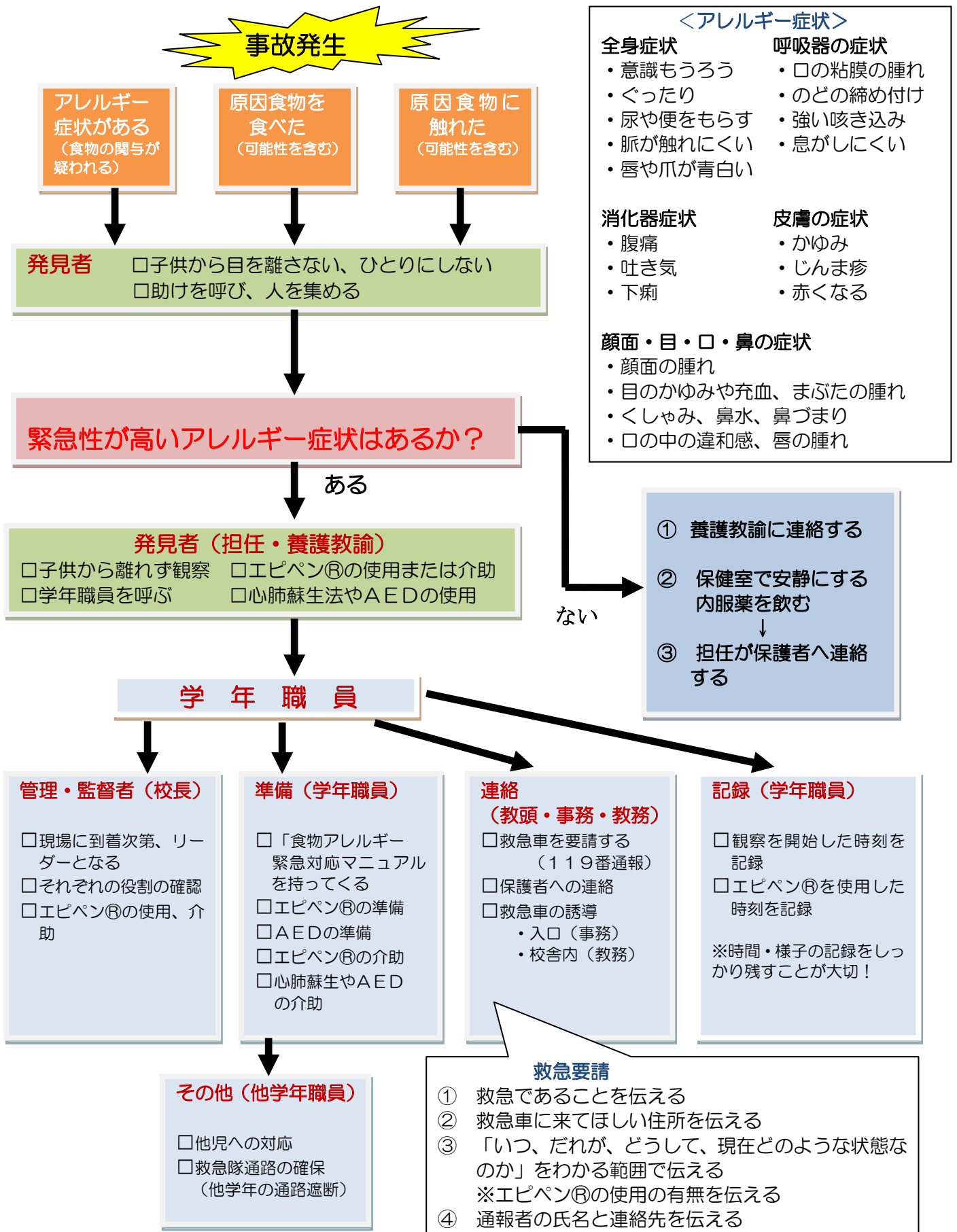


(11) 給食開始

※6月分以降も「詳細な献立表」の配付と面談を実施する。

※定期的に食物アレルギー対応委員会を開催し、対応状況の評価と見直しを行う。

10 緊急時の対応について 食物アレルギー緊急時対応マニュアル



食物アレルギー症状対応表

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	☆症状は急激に変化することがあるため、 5分ごとに注意深く症状を観察する	
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 我慢できる弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気
目 鼻 顔	<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> グレード3の症状が 1つでもあてはまる 場合、エピペン®を 注射する </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 唇の腫れ <input type="checkbox"/> 口のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> 喉のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身性の赤み <input type="checkbox"/> 全身のじんましん	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 部分的な赤み <input type="checkbox"/> 数個のじんましん

上の症状が1つでもあれば、
以下の対応を行う

上の症状が1つでもあれば、
以下の対応を行う

上の症状が1つでもあれば、
以下の対応を行う

対応	<input type="checkbox"/> ただちにエピペン®の注射 （迷ったらエピペン®の注射） <input type="checkbox"/> 救急車を要請する <input type="checkbox"/> その場で安静を保つ <input type="checkbox"/> その場で救急隊を待つ <input type="checkbox"/> 可能なら内服薬を飲ませる （ ）	<input type="checkbox"/> 内服薬を飲ませる <input type="checkbox"/> エピペン®を準備する <input type="checkbox"/> 医療機関を受診 （迷ったら救急車要請） <input type="checkbox"/> 医療機関に到着するまで少 なくとも5分ごとに症状の 変化を観察する <input type="checkbox"/> グレード3の症状の有無を 注意深く観察し、1つでも あてはまる場合はエピペン ®を使用する	<input type="checkbox"/> 内服薬を飲ませる （ ） <input type="checkbox"/> 少なくとも1時間は、5分ご とに症状の変化を観察し、症 状の改善が見られない場合 は医療機関を受診する
----	--	--	---

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

速やかに
医療機関を受診

安静にし、
注意深く経過観察

エピペン®口頭指導プロトコール

《消防指令センターより》

119番入電・情報収集 周囲の安全確認

通報内容からアナフィラキシー疑い

2枠以上にまたがる症状でアナフィラキシー症状を疑う

皮膚	全身性の掻痒感・発赤・蕁麻疹・かゆみ
呼吸器	鼻閉・くしゃみ・鼻水・嚥下困難・咽頭・喉頭
循環器	頻脈・心悸亢進・胸内苦悶・不整脈
消化管	口腔内違和感・悪心・腹痛・腹鳴・便・尿意
神経	活動性変化・不安・軽度頭痛・耳鳴り
全身症状	熱感・不安・無力感・冷汗・発汗・全身虚脱

認められない

認める

過去のアレルギー症状の確認

・この症状は以前にもおこしたことがある。

いいえ

はい

・エピペン®を処方されて、所持している。

いいえ

はい

・エピペン®投与の確認

はい

いいえ

・エピペン®投与可能者がいる。

いいえ

はい

観察継続の確認

本人通報の場合

- ・救急車は向かっているので、安心してください。
- ・緊急の場合は、大きな声で近くにいる人に助けを求めろ。

第三者通報の場合

- ・救急車の到着まで、患者さんの様子をよく見る。
- ・反応と呼吸がなくなれば、心肺蘇生プロトコール。

投与者への指導

本人	家族	教育関係者
・医師の指示に従ってエピペン®を打つ。	・医師の指示に従ってエピペン®を打つ。	・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に従って対応する。

*薬物・食物・ハチ刺されなど、アレルギーの原因物質を確認する。

*使用済みのエピペン®容器は、救急隊へ渡すように確認する。

アドレナリン自己注射器（エピペン®）とは？

エピペン®は病院外でアドレナリンを自己注射するための薬剤で、2011年9月より健康保険の適用になっている。

エピペン®は、児童生徒本人に処方されるものなので、他の児童生徒に打つことはできない。

【体重により注射液量が違う】

体重15～30kg 用のエピペン®	注射液 0.15mg
体重30kg 以上のエピペン®	注射液 0.30mg



<注射液 0.15mg >

<注射液 0.30mg >

【薬の効果】

エピペン®は、アナフィラキシーのすべての症状を和らげる。

効果は5分以内に認められ、約20分間有効である。

- 心臓の動きを強くして血圧を上げる
- 血管を収縮してじんましんや浮腫を軽減する
- のどや気管支を広げて呼吸困難を軽減する
- 胃腸の働きを調整して腹痛や嘔吐を改善する

【使用するタイミング】

- アナフィラキシー出現時（とりわけ呼吸困難や意識障害時）
- 過去に重篤なアナフィラキシー歴があり、その原因食物を誤食し違和感を感じた場合

—学校での取り扱い—

学校での保管場所は保護者とよく相談して決定し、全教職員に周知する。

- 例) ・ランドセルのチャックのついたポケットに入れている
・通学バックの内ポケットに入れている など

救命の現場に居合わせた教職員がエピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、医師法違反になりません。

教職員の誰もがエピペン®を使用できるようにしておくことが大切です。

アドレナリン自己注射器（エピペン®）の使い方

① しっかり握る

オレンジ色のニードルカバーを下に向けて、
エピペン®のまん中をしっかりと握る。
“グー”で握る！



② 安全キャップを外す

もう片方の手で青い安全キャップを外す。



③ 太ももに注射する

太ももの前外側に垂直になるようにし、
オレンジ色のニードルカバーを「カチッ」と音がするまで強く押し続ける。
注射した後すぐに抜かない！押し付けたまま数秒待つ！“1、2、3、4、5”
注射した部位を10秒間マッサージする。
※緊急の場合には、衣服の上からでも注射できる



④ 確認する

垂直に引き抜き、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。
伸びていない場合は、③に戻る



使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードルカバー側からケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。

※参考文献：

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
（日本学校保健会）

「エピペンの使い方かんたんガイドブック」（ファイザー株式会社）

《緊急時個別対応カードの作成について 資料7》

(1) 作成目的

食物アレルギーのある当該児童生徒が、誤食等によりアレルギー症状やアナフィラキシーショックを発症した際に、教職員等が緊急対応できるようにするために作成する。

(2) 作成時期

学校は、「学校生活管理指導表」を基に「食物アレルギー個別プラン」を決定後、保護者に「食物アレルギー対応確認書」の提出と同じ時期に「緊急時個別対応カード」の必要事項を記入し提出してもらう。

(3) 保護者が記入する事項

- ① 年・組・氏名
- ② 食物アレルギーの原因食品
- ③ アナフィラキシーショック症状のように、特異な状態がある場合は、
★その他（ ）に明記する。
- ④ 学校でのエピペン®保管場所
- ⑤ 緊急連絡先 A・B
 - ・学校は緊急時に電話Aに連絡し、電話Aが繋がらない場合に、電話Bに連絡する。
- ⑥ 緊急搬送先の病院名（希望がある場合）
 - ・病院名の記載がある場合は、学校は救急隊に当該病院の搬送申し入れを行うが、搬送先の決定は救急隊の判断となる。

1.1 個人情報の管理について

(1) 「学校生活管理指導表」（資料3）の原本は保護者保管とし、保健室では写しを保管する。

「緊急時個別対応カード」（資料7）は、保健室に保管する。複写して職員室等に保管し、個人情報の管理に十分配慮する。複写して保管する旨、保護者の了承を得る。

(2) 日常の取り組みや緊急時の対応に活用するために、記載された情報は教職員全員が共有することについて、保護者から同意を得る。

1.2 食物アレルギー対応における教職員の役割について

校長

- ①校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。
- ②食物アレルギー対応委員会を設置する。
- ③個別面談を実施する。
- ④関係職員と協議し、対応を決定する。

保健主事

- ①食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ②食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。

教職員

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ②緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ③学級担任が不在の時、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

学級担任

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ②個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握し、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員と共通理解を図る。
- ③食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食時間をおくることができるよう配慮する。
- ④他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- ⑤小学校の担任は、児童への配膳時に再度除去内容を確認し、事故防止につとめる。(除去を行う場合)
- ⑥小学校の担任が出張・その他のやむを得ない理由で不在になる場合は、補教に入る先生がきちんと対応できるようにする。(除去を行う場合)
- ⑦中学校の担任は、給食申込票(マークシート)回収時に、アレルゲンを含む献立の選択の有無に配慮する。

養護教諭

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、個別取組プラン、緊急措置方法等（応急措置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ②個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
- ③食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ④主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。
- ⑤小学校では、食物アレルギー児童の情報を3月中に中学校へ引き継ぐ。

栄養教諭・学校栄養職員

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、個別取組プラン等を立案する。
- ②個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
- ③献立作成や作業工程表を作成する時に、アレルゲンを含む食品に注意を払い、除去内容について事故につながらないように、調理員へ指示を行う。
- ④小学校では、アレルギー対応食確認表、表示（食札等）を作成する。
- ⑤給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスする。
- ⑥小学校では、食物アレルギー児童の情報を3月中に中学校へ引き継ぐ。

調理員（小学校）

- ①食物アレルギーの除去対応食品の内容を確認する。
- ②栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、除去する食品を確認し、調理工程表を確認しながら調理作業にあたる。

1.3 給食費の返金について

- (1) 食物アレルギーのため年間を通じて給食を喫食できない場合は、「給食停止（再開）届」を提出することにより、当該期間の給食費を還付（返金）又は、徴収停止とする。
- (2) 給食費の徴収や還付（返金）は、「全部」「牛乳のみ」「牛乳以外」の3区分で行い、牛乳以外の食材の一部除去に関しては、還付（返金）を行わない。
- (3) 食物アレルギー等による喫食停止や、長期欠席等による連続3日以上欠食する場合は、学校で届出を受理した日の翌日から起算して4日目（土日祝日を除く）以降を還付（返金）や徴収停止の対象とする。

1.4 食物アレルギーに関する研修会について

基礎研修

※DVD「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」にそって、毎年必ず年度当初に研修を行う。

【悉皆研修】

到達目標

全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識を持ち、エピペン®を正しく扱えるような実践的な研修を位置づける。

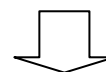
研修の意図・ねらい

知識	「船橋市学校給食アレルギー対応マニュアル」の理解を図る。
意識	情報共有及び各校における対応の確認⇒意識の高揚
技能	緊急対応研修（実技研修） ⇒エピペン®注射

児童生徒への指導

- 1 目的 食物アレルギーの正しい理解を図る。
- 2 内容 学級の中に食物アレルギーのある友達がいる場合、その友達の様子について共通理解を図る。
(いない場合はアレルギーの理解)
 - ・好き嫌いとアレルギーの違い
 - ・気をつけなければ、命にかかわる
 - ・みんなでできること など

研修の概要



学校の教職員対象

- (1) 各学校単位で年度初めに計画して実施する。
 - (2) 講師は、学校医を主体に考える。
 - (3) 校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり実施する。
- ※教育委員会事務局は、各校の研修内容、給食室の状況を把握する。

各職層研修

職 層	到 達 目 標
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーに関する学校対応の全体像を理解し、自校の教職員に指導するとともに、保護者に的確に説明できる力を付ける。 ・自校の状況に基づいた緊急時の対応を構築し、自校の教職員に指導できる力を付ける。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーに係る専門的な知識の取得と、緊急事態が生じた際には、該当者の状況を見極め、その状況に応じた的確な判断と処置ができる力を付ける。 ・緊急時対応の全体像を理解し、その状況に応じて校長に的確な助言ができる。 ・各校における基礎研修の指導力を付ける。
栄養教諭・学校栄養職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子供の給食調理に関する専門的な知識と調理技術をもち、除去食等の対応について給食調理員に的確な指示・指導ができる力を付ける。 ・保護者の相談に的確に答えられる力を付ける。
若手教員	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修会に位置付ける。
その他の教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会主催の研修会に参加し、基礎知識及び緊急対応等を習得する。 ・体育主任研修会、安全主任研修会にも位置づける。

1.5 船橋市教育委員会が取るべき対応

(1) 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置

ガイドラインや学校生活管理指導表の活用推進等の具体的な対応について、医療機関や医師会及び消防機関、保健所、学校代表で組織する「学校安全対策委員会」に併せて学校における食物アレルギーに関する委員会を設置し、一定の方針を示し学校を支援する。

(2) 医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制

医療機関や医師会、消防機関等との連携の主体となり、連携を図る。

関係機関とガイドラインや学校生活管理指導表の運用について共通理解を図り、定期的に協議の場を設ける。また、緊急時対応充実のため、エピペン®を保持している児童生徒の情報を教育委員会が把握し、消防機関と連携を図る。

(3) 研修会の実施及び研修機会の確保

研修会は一定の質を保ちつつ、教育委員会の職員や全教職員が継続的に学ぶ機会を持つ。

また、校内研修の実施を進め、研修の受講機会や時間確保について、管理職に働きかける。特に、エピペン®の取扱い等、実践的演習を取り入れた研修を促す。

(4) 食物アレルギー対応の充実のための環境整備

適切な調理場の施設設備、調理機器・器具等の整備に努める。

(5) すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック

各学校に対し、すべての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。集約した情報は、学校へフィードバックし、共有することで事故防止の徹底に努める。

(6) 専門的に相談できる体制の構築

保護者に対して、専門医療機関や食物アレルギーに関する情報を提供する。

(7) 学校管理下でない場所（放課後ルーム、放課後子ども教室等）での対応

放課後ルーム、放課後子ども教室等においても、食物アレルギー対応が必要なことがある。必要に応じて関係機関と協議し、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報の共有など、適宜対応する。

VI 資 料

資料 1

(受付No.)
平成 年 月 日

就学前児童（転入児童）保護者様

船橋市立 小学校
校長

学校給食実施に際しての食物アレルギー・食事制限児童調査について

以下の項目について回答をお願いします。本調査は、新年度の給食対応内容を検討する基礎資料となりますので、お子様の現在の状況をご記入の上、本日ご提出ください。

※本調査票は、秘密厳守で取り扱います。

ふりがな		男・女
就学前児童（転入児童）氏名		

★下記の問いの該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入ください。

問1 現在、お子様に食物アレルギーはありますか？

はい・ いいえ 「いいえ」にお答えいただいた方は調査はここで終了です。
ご協力ありがとうございました。



問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください

原因食品	原因食品を食したときに現れる症状

問3 アナフィラキシーショック^注を起こした経験がありますか？

ない・ある(年 月頃)

↓ ↓
↓ ↓
↓ ↓

注 アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時かつ急激に出現した状態を言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合。

問4 食物アレルギーで、医師の診断を受けたことがありますか？

いいえ・はい(最終診断はいつですか(年 月頃)

↓ ↓
↓ ↓
↓ ↓

★医師から原因食品の除去（制限）を指示されていますか？

はい・いいえ

問5 ご家庭では、除去食・食事制限を行っていますか？

・特に行っていない・完全除去食・本人の体調によって除去・本人除去
・その他 ()

本調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

※なお、問1の現在、お子様に食物アレルギーはありますか？に「はい」と回答された方は確認事項がありますので、担当職員よりお声をかけさせていただきます。

資料2

(受付No.)
平成 年 月 日

新入生（転入生）保護者様

船橋市立 中学校
校長

学校給食実施に際しての食物アレルギー・食事制限生徒調査について

以下の項目について回答をお願いします。本調査は、新年度の給食対応内容を検討する基礎資料となりますので、お子様の現在の状況をご記入の上、本日ご提出ください。

※本調査票は、秘密厳守で取り扱います。

ふりがな		男・女
新入生（転入生）氏名		

★下記の問いの該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入ください。

問1 現在、お子様に食物アレルギーはありますか？

はい・ いいえ

「いいえ」にお答えいただいた方は調査はここで終了です。
ご協力ありがとうございました。



問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください

原因食品	原因食品を食したときに現れる症状

問3 アナフィラキシーショック^注を起こした経験がありますか？

ない・ある(年 月頃)

↓ ↓
↓ ↓
↓ ↓

^注 アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時かつ急激に出現した状態を言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合。

問4 食物アレルギーで、医師の診断を受けたことがありますか？

いいえ・はい(最終診断はいつですか(年 月頃)

↓ ↓
↓ ↓
↓ ↓

★医師から原因食品の除去（制限）を指示されていますか？

はい・ いいえ

問5 ご家庭では、除去食・食事制限を行っていますか？

・特に行っていない・完全除去食・本人の体調によって除去・本人除去
・その他()

本調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

※なお、問1の現在、お子様に食物アレルギーはありますか？に「はい」と回答された方は確認事項がありますので、担当職員よりお声をかけさせていただきます。

資料3 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

(財)日本学校保健会作成

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー（あり・なし）	病型・治療	学校生活上の留意点	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ _____ ）	B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
	C. 原因食物・診断根拠 該当するものに○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 種実類・木の実類 《 》（ _____ ） 7. 甲殻類（エビ・カニ）《 》（ _____ ） 8. 果物類 《 》（ _____ ） 9. 魚類 《 》（ _____ ） 10. 肉類 《 》（ _____ ） 11. その他1 《 》（ _____ ） 12. その他2 《 》（ _____ ）	D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要		
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン」） 3. その他（ _____ ）	E. その他の配慮・管理事項（自由記載）		
病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	医師名 _____ 印		
B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ _____ ）	B. その他の配慮・管理事項（自由記載）	医療機関名 _____		

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： _____

受診日	病歴・治療	学校生活上の留意点	記入は医師
年 月 日	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	印
年 月 日	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	印
年 月 日	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	印
年 月 日	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	印
年 月 日	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	1 下記事項について変更あり 更なし 内容： 2 表面記載内容に変更なし	印

資料4

面談記録票

面談年月日	平成 年 月 日	面談出席者	校長 教頭 学級担任 養護教諭 栄養教諭・学校栄養職員 事務職員
児童生徒氏名	年 組	保護者氏名	
かかりつけ 医療機関名		緊急連絡先	

1. 食物アレルギーを起こす原因食品・症状・除去の程度について

アレルゲン	摂取時に起こりうる 症状	除去の程度	給食での対応
		<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> その他 1. 少量であれば可 2. 加熱すれば可 3. 加工食品等に含まれる微量であれば可 4()	
		<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> その他 1. 少量であれば可 2. 加熱すれば可 3. 加工食品等に含まれる微量であれば可 4()	
		<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> その他 1. 少量であれば可 2. 加熱すれば可 3. 加工食品等に含まれる微量であれば可 4()	

2. 家庭での、除去食・食事制限状況について

3. 幼稚園・保育園・小学校での対応状況について

4. 過去に除去食を行っていたが、現在は食べられるようになった食品の有無

無し 有り(食物名)

5. 運動で症状を発症したことの有無

無し 有り(食事との関連あり 食事との関連なし)

6. アナフィラキシーショックの経験の有無

無し 有り(歳頃 回数: 回 原因:)

7. 現在、アレルギー疾患の治療のために使用している薬の有無

無し 有り 内服薬() 吸入薬() 外用薬()
注射薬() その他()

学校に携帯する薬の有無

無し 有り (薬剤名)

8. アレルギーを起こしたときの、万が一の時の対応方法は?

()

※アドレナリン自己注射薬の保管場所について確認する。

※給食の献立内容、使用食品等、給食での対応の範囲を説明する。

給食での対応を検討し、上の表、右部分に記入する。

保護者様

船橋市立 小学校
校長

食物アレルギー対応食確認書（小学校）

食物アレルギーによる学校給食での対応について、話し合いの結果、下記のとおり取り組みますのでご確認ください。

記

児童氏名	性別（男・女）	年組	年 組	担任氏名	
学校給食における対応内容					
1	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付			あり なし	備考
2	弁当の持参			あり なし	備考
3	飲用牛乳の停止			あり なし	備考
4	除去食の実施 給食に食物アレルギーの原因となる（ ）が含まれる場合には、給食室で除去します。			あり なし	備考

※ 「平成 年度 ○○小・中学校食物アレルギー対応について」説明しました。

・上記の内容および「平成 年度 ○○小学校食物アレルギー対応について」確認しました。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

保護者様

船橋市立 中学校
校長

食物アレルギー対応食確認書（中学校）

食物アレルギーによる学校給食での対応について、話し合いの結果、下記のとおり取り組みますのでご確認ください。

記

生徒氏名	性別（男・女）	年組	年 組	担任氏名	
学校給食における対応内容					
1	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付		あり	なし	備考
2	飲用牛乳の停止		あり	なし	備考

給食実施日の献立において、A・Bともにアレルギーを含む場合は、弁当を選択します。

※ 「平成 年度 ○○中学校食物アレルギー対応について」説明しました。

・上記の内容および「平成 年度 ○○中学校食物アレルギー対応について」確認しました。

平成 年 月 日

保護者氏名 印

資料7

緊急時個別対応カード

年 組 さんのアレルギー対応

原因食品： _____

☆ 1～☆3を5分以内

皮膚のあかみ
皮膚のかゆみ
じんましん
その他
()

★ 1～★6を速やかに！ 迷ったらエピペン®を打つ！

ぐったり・意識もうろう・尿や便を漏らす・脈を触れにくい又は不規則
唇や爪が青白い・のどや胸が絞め付けられる・声がかすれる
犬が吠えるような咳・息がしにくい・持続する強い咳き込み
ゼーゼーする呼吸（ぜん息発作症状含む）
繰り返し吐き続ける・持続する強い腹痛
その他 ()



1 時刻確認 → _____ :



☆2 薬を飲む (:)

【薬品名： _____】

☆3 保護者へ連絡

☆4 容態が進行する (★症状)

⇒ ★2へ

○エピペン®は軽症であっても副作用の心配はありません。
○苦しそうな状況の場合は、エピペン®注射を考えてください。
○エピペン®はできるだけ早く注射することが有効です。

★2 教職員を呼ぶ (協力要請)

★3 エピペン®注射 (:)

【エピペン®保管場所： _____】

★4 119番通報 (:)

★5 薬を飲ませる (:)

【薬品名： _____】

★6 保護者へ連絡 (:)

A【電話 _____ - _____ - _____】

B【電話 _____ - _____ - _____】

以上を速やかに！

★7 本人はその場で仰向けに寝かせ、足を上げる（失禁は許容）。
嘔吐に備え、顔を横向きにする。

応答がない・呼吸がない場合⇒心臓マッサージ（1分間に100回以上）・AEDの措置
※救急隊に引継ぐまで継続すること

★8 救急隊が到着。エピペン®投与者が付き添って _____ 病院へ。

資料8

就学（入学）前 ・ 継続 児童生徒 アレルギー調査一覧表

※関係職員との事前協議までに「学校生活管理指導表」をもとに作成

NO				
児童・生徒 氏 名				
原因物質				
症 状				
アナフィラキシー の 経験の有無	有 無	有 無	有 無	有 無
医師による 診断の有無 (最終診断年月)	有 無 (年 月)	有 無 (年 月)	有 無 (年 月)	有 無 (年 月)
医師による 食事指導の有無	有 無	有 無	有 無	有 無
医師から 書面での証明	有 無	有 無	有 無	有 無
家庭での対応	完全除去 体調により除去 本人が除去 実施していない	完全除去 体調により除去 本人が除去 実施していない	完全除去 体調により除去 本人が除去 実施していない	完全除去 体調により除去 本人が除去 実施していない
緊急時の対応	内服薬 自己注射 その他 ()	内服薬 自己注射 その他 ()	内服薬 自己注射 その他 ()	内服薬 自己注射 その他 ()
在籍兄弟 関係	年 組 ()	年 組 ()	年 組 ()	年 組 ()
検討後 (対応の可否)	可 不可	可 不可	可 不可	可 不可
備考				

【参考文献】

- 1 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
財団法人 日本学校保健会
- 2 「食物アレルギーの診療の手引き2005」
独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部
- 3 「加工食品に含まれるアレルギー物質表示」 厚生労働省
- 4 「よくわかる食物アレルギー」
神奈川県立こども医療センター アレルギー部長 栗原和幸
- 5 「小児の食物アレルギー Q&A」 社団法人 日本栄養士会
- 6 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（一部改定）」
宇都宮市教育委員会 学校健康課
- 7 「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」 横浜市教育委員会
- 8 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 千葉県教育委員会
- 9 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 東京都
- 10 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 薬円台南小学校
- 11 「エピペン®の使い方かんたんガイドブック」 ファイザー株式会社
- 12 「よくわかる食物アレルギーの基礎知識2012改訂版」
独立行政法人「環境再生保全機構
- 13 「食物アレルギー ひやりはっと事例集」
藤田保健衛生大学小児科免疫アレルギーリウマチ研究会
- 14 「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」
調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会
- 15 「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月 文部科学省
- 16 「食物アレルギーの診療の手引き2014」
国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部

船橋市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル

平成24年 9月 発行
平成26年 3月 改訂
平成27年 9月 改訂
平成29年 3月 改訂

発行 船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課
監修 船橋市学校安全対策委員会

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL : 047-436-2875 FAX : 047-436-2877